

全厚労

やめないで働き続けるために今こそ行動を！

8日夜勤「5点改善」運動

全厚労は、8日以内の夜勤を「5%改善」する運動を、追及してきました。「8日夜勤5%改善の目標」は、8日夜勤の点検強化、9日以上は事前協議で労組承認、夜勤明けの時間外労働禁止、勤務間隔12時間以上、の4点としていました。その結果、北海道13.3%、秋田7.2%、岐阜13.1%、山口14.2%、大分5.9%と、5%目標を超えて改善をさせました。

労基法違反解消・働き続けられる職場づくりで要求実現

広島：病院（尾道・古田・府中）の違法な当直で労使交渉し、「宿日直で拘束される時間は、すべての時間が時間外請求の対象とする」という画期的な確認が交わされました。

神奈川：老健施設「ほほえみの丘」では、昨年11月に平塚労働基準監督署の立ち入り調査により、残業代請求の方法が、「職場の上司の残業指示書による時間外手当の請求」となっていますが、実際の労働時間との違いが労基法違反として是正勧告され、過去にさかのぼり、総額で400万円を職員に支払いました。また、年休取得に理由は不要であることの徹底と、代休取得の改善を約束。

秋田：「ノー残業デー」を労使によるとりくみとして行っています。

福島：子供の看護休暇を、導入時は無休でしたが、有給に改善。女性医師確保対策も兼ねて、院内保育所も白河厚生総合病院で新設されました。

埼玉：年休取得の調査を会が約束。

徳島：看護師が行っていた抗がん剤の溶解を薬剤師が行うよう改善。

高知：「夜勤回数は8回を遵守するが、やむを得ず月8回を超えた場合は、9回目からは手当てを2倍支給する」という労使合意を確認しました。ベテラン看護師を「看護師確保対策の専任」するなども行われています。この方式は、すでに、北海道・静岡・新潟・長野・愛知などで実施されています。



村上優子さんの
過労死裁判でも
認定の判決を！

10月30日に大阪高裁の判決

富山県

若手看護師の離職防止策に着手

県内の医療現場で若手看護師の離職率の高さが課題となる中、早期離職に歯止めをかけようと、富山県は9月25日、勤務3~5年目の看護師約100人を対象にした研修会を開催。県内では、5年未満の離職者が5割を超えている。

研修会では、日ごろの悩みを話し合うグループワークなどがあり、参加者からは「人手が足りない」「深夜業務の軽減を」など、職場の環境改善を求める切実な声があがった。

県の調査では、18年度に離職した看護師は805人。勤続年数は3~4年目が26.8%で最多、5~9年目が16.6%、1年未満が15.2%と続き、5年未満は51.4%を占めた。

勤務上の悩みやストレスを軽減して職場への定着を促そうと、県などは、昨年度から3~5年目の看護師対象の研修会や、働きやすい環境づくりを進めるモデル病院事業など、若手看護師の離職防止策を進めている。

東京都済生会中央病院

24歳の看護師過労死認定

東京都済生会中央病院に勤務していた看護師・高橋愛依さん（当時24歳）が死亡したのは、長時間の過重労働が原因だとして、三田労働基準監督署は過労死の労災認定をした。

看護師の過労死が認定されるのは、極めてまれだと川人弁護士は言っている。今後、過労死認定されにくかった不規則勤務の労働者へ影響があるものと見られている。

高橋さんは、手術室勤務だったが、当直明けの午前7時半ごろ、手術室の中でストレッチャーに突っ伏しているのを同僚が発見。持病はなく、死因は致死性不整脈と診断。この手術室は、もともと26人体制だが、昨年3月末には18人になっていた。新人が補充されたが、人員不足は続き、4~5月にかけて25時間拘束の当直を8回おこない、残業は100時間になっていた。

労働基準監督署は、月80時間近い残業を認定し、連続勤務や休日の少なさなどから過労死と認めた。

日本看護協会久常会長

「超過勤務の実態調査が必要」

20日の日看協プレスセミナーで、24歳で過労死した看護師が認定されたことに対し、「病院の就業記録では残業約30時間だったのに、実質100時間程度の超過勤務を行っていた。この労災認定を機に、実際の超過勤務時間と病院の就業記録にある時間を調べなければならない」と看護職の超過勤務の実態を調査する必要性を指摘した。

また、就業記録と実際の超過勤務が異なることについて、久常会長は、「実際の残業時間が認められず、4分の1程度しか申請できない状況があったのではないかとみられている恐れがある。看護師の平均超過時間は、約14時間との調査結果があるが、今回の実態から見ると、公表されている残業時間が信頼できないことになる」と

＋ヒト

医師との「役割分担」で看護研修

厚労省が概算要求で17億7700万円

厚生労働省は、医師と看護師の役割分担を推進するため、2009年度に看護師を対象とする研修を実施する方針を決めた。全都道府県（47カ所）で実施し、一カ所当たり100人の看護師を対象に20日間の研修を行うとして、17億7700万円を概算要求に盛り込んだ。厚生労働省は医師対策の一環として昨年12月に看護師ら医療関係職と医師の役割分担の具体例を示した医政局長「通知」を出している。今回の概算要求に盛り込んだ新規事業はこの「通知」を受けたもので、薬剤の投与量の調整、静脈注射、救急医療などの診療の優先順位の決定（トリアージ）、入院中の療養生活に関する対応、患者・家族への説明（インフォームド・コンセント）について研修を実施する。